

## 産業構造審議会 第 3 回商務情報政策基本問題小委員会 議事録

日時 : 平成 17 年 12 月 21 日 (水) 12:00 ~ 14:00

場所 : 経済産業省 本館 17F 国際会議室

出席者: 青山委員、井上委員代理、佐藤委員、島崎委員、高橋(秀)委員、高橋(誠)委員代理、田島委員、野村委員、原委員、不破委員、松本委員、三木谷委員代理、三輪委員、村上委員、森委員代理

### 1. 豊田局長挨拶

### 2. 「安心・安全な情報経済社会の実現に向けた行動計画」(案)の検討についての資料に基づき、事務局が説明。

### 3. 自由討論

野村委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら御自由にお願ひしたいと思ひますが、御発言のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、田島委員からお願ひします。

田島委員 本文の記載についての質問を 1 つさせていただきたいんですが、「法執行」という言葉が何カ所か出てまいります。例えば 8 ページの上から 12 行目、「適切かつ迅速に法を執行し、処罰することも重要である。」、それから 22 ページ、中ほどの事前の対応策、政府の最初のポツの 1 行目に「厳正な法執行を行う」、それから 24 ページ、下から 2 行目ですが、「法執行を行うことが基本である。」と。この「法執行」という言葉の具体的な中身を、もう少し詳しく御説明いただけないかということでございます。

野村委員長 それでは、事務局の方からお願ひいたします。

事務局 まず最初の、総論のところを書いております「法の執行」という意味ですけれども、これは、基本的に義務を課しておる点、あるいは義務違反に対して罰則などが科されている点というものをしっかり実施していくという意味での法執行、そういう観点を含めたものとして使わせていただいております。

それから、各論についても基本的には同じように、その法の執行ということで、しっかり責務を果たしたか、あるいは義務というものを果たしたということで、個別個別の法目的に基づくものではあるんですけども、そのような位置づけで使わせていただいております。

なお、それぞれの法律の所管をしておる関係の者もおりますので、補足的に関係課から説明がございませうばぜひしていただきたいと思ひますけれども。

事務局 例えば特商法では、業務停止命令を含んだいろいろな形での法執行がございませう。ほかの関係法令に照らしてもそのようないろいろな行政罰、それから刑事上の取り扱い、いろいろなことがございませうので、ここで「法執行」というふうに書かせていただきました。

野村委員長 どうぞ。

田島委員 そうしますと、行政処分を行うというような理解でよろしいんでしょうか。

事務局 結構です。

田島委員 ありがとうございます。

野村委員長 ほかに御発言いかがでしょうか。

どうぞ、島崎委員。

島崎委員 ページ 16、17、それから、先ほど最後の説明をいただいた内閣官房情報セキュリティセンターの資料の7ページのところで、いわゆる経営情報システムのインフラについてのチェックというか確認ということについて、最近、非常にそういうことでの問題も起こっている。ですから、いろいろシステムを悪用して、なりすましていろいろな問題が起こるとということとは別に、完全なシステムだと思っていたのが、結果的にそうではなかったと。それによって特にここで言う公的なサービスをしているシステムが、そういう障害が起こると非常に大きな国民的・国家的な損失につながるし、また、先日のみずほ証券のようなことで、一企業にとっても非常に大きな損失が起こるというようなことについて、ここにサラッとこういろいろ、私もわからないんですけど、「ソフトウェアエンジニアリングの知見に基づく工学的手法を用いて」云々と書いてありますが、この辺のところを具体的に何かもう少し。その下に書いてある「情報セキュリティ対策ベンチマークの活用」、こういうところでそういうものを、例えば事業者がどういう形でそういうことをチェックしていくかとか。それを今の例えばインターナルコントロールとか、内部統制の会社がこれからいろいろ開示していくときに、そういうものを踏まえてどう評価しているかとか、そういうところまで少し議論を深めていって。具体的にはどのようなチェック、確認をすればいいのか、その辺のところを何かもう少し詰めていただくとよろしいのではないかと。このところは非常に大きな問題になりつつあるのかなと。

それで、私は欧米のケースは知りませんが、この間のようないろんな一連に起こっている問題が、アメリカなどは実際どの程度こういうことが起こっているのか。余りそういうことは聞こえてこないわけですけど。いわゆる人為的な問題というのがかなりある。特に最近、そういう専門家も、どんどん会社が変わっていくことになってきて、必ずしもそれぞれの会社のシステムに十分熟知しない形でそういうものをタッチするためにいろいろ起こってくる問題とか、いろいろ人的なミスとシステムの欠陥があると思うんです。この辺のところをもう少し整理した方がいいのかなという感じがしたんですが、ちょっと事務局の意見を伺いたいんですけど。

事務局 確かに御指摘のとおりだと思います。やや、お出しをされていてこういうことを申し上げるといけないのかもしれませんが、この解決方策として書いてあることよりももう少し広い観点で、今御指摘のような点、最近の事象、特につい最近起こった事象なども踏まえて考えること、あるいはこれからむしろそういう意味での課題の整理をすることが大事だということ位置づける、そのことが必要なんだろうなというふうに思いますので、そこはまだこれからきょう時間もございますが、御議論を踏まえてということではありますけれども、盛り込んで、少しそういう問題意識も広げさせていただきたいと思います。

島崎委員 16ページの解決方策のポチが4つありますけれども、下から2つ目のところで、「ソフトウェアの開発工程を科学的に分析・構築するための体系である、ソフトウェアエンジニアリングの我が国におけるより一層の定着を図るため」云々がある。このところは具体的にどういうことなのかというのは、これだけ読むとなかなかイメージがわからない。書くんであれば、もう少し具体的な方がいいのかなという感じがちょっとします。今の関連で、意見です。

野村委員長 それでは、ほかの御意見いかがでしょうか。

事務局 済みません、ちょっと補足させていただいてよろしいですか。情報セキュリティ政策室の頓宮でございますけれども、今御指摘のあったところは、ソフトウェアエンジニアリングのところではございませんけれども、まさしく内閣官房政策会議で取りまとめました「行動計画」の中で、非意図的な要因とか、それから災害等に起因するものを対象にしてやっていこうということで、来年の9月までに、それぞれの重要インフラ分野、これは所管省庁それぞれ分かれているところがございますけれども、内閣官房を中心に所管省庁が

協力しながら、体制、それからどういうふうな対策を具体的にやっていくのかという部分までやっていこうという予定でございます。

ちなみに先ほど欧米のお話が出ましたけれども、私の承知している限りにおいては、アメリカ等でも、同様の問題が幾つか起きていたという話は聞いております。

以上でございます。

事務局 よろしいでしょうか。重要インフラはそういうことであるということなんだけれども、恐らく今の島崎委員の御指摘は、もちろん重要インフラも大事なただけれども、もう少しいろいろな場面での問題が、広がりというものがあるのではないかと、そういう御趣旨なんだと思いますが、そういうふうな意味ではもうちょっと広い観点での整理をすることも必要でしょうし、それから、恐らくこれは経団連を初めとして経済団体、産業界団体の協力を求めていながら、どういう取り組みをさせていただくのがいいのかということも考えなければいけない。そういう課題だと思って受けとめさせていただいております。

野村委員長 それでは、先に土居委員。

土居委員 今のソフトウェアエンジニアリングという点ですが、専門家の方は隅っこの方にいるんですが、今後ともますますこういうようなことは必要になってくる。さらには、例えば先ほど出ましたアメリカですと、合衆国政府が現在進めておりますIT関連の研究開発が、NITRDというのがございますが、毎年2400億円ぐらいのものがありますが、その7本立てのうちの2本が、ど真ん中の研究開発をやっているんですね。要するに新ソフトウェアの信頼性、あるいはセキュリティを高めるための研究が200数十億円のような気がしますが、今データが手元にないのであれですが。それから、そのデザインと生産性というところに百数十億円というのを毎年つぎ込んでいます。

ところが、我が国はこのど真ん中が、その取り組みが基本的にはないんですね。周りばかりに金がつくという不思議な状況がずっと続いているんですが。したがって、そういうようなことで、やらなければいけないことがちょっとやられてないというのが1つあります。

それから、中国、インド等に、特段中国に我が国は多いんですが、いわゆる丸投げ、デザインまでも含めて我が国は、丸投げをやるという信じられないことを業界はなさっているわけですが、丸投げまでいなくても、あちらでつくったやつをどのようにテストをするかといいますと、オーバースペックに関しましては、これはチェックしようがないということが原則としてあります。したがって、言葉的にはバックドア仕掛けられたってわからないというようなことも含めて、今後ともますますチェックする方も難しくなるというのが現状及びこれからしばらくの間、そういうようなことが推移していくと思うんです。したがって、国家安全保障にかかわるようなことから何から使えないソフトを、へたしたらつくられる可能性もありますので、十分そういう点に関しては政府としても、目を光らせていただく必要があるかと思っております。

以上です。

野村委員長 それでは、村上先生。

v 対応が検討の中心なわけですが、今島崎委員から問題提起がありましたような平時における、問題に対してどう対応するかというのを、産業構造審議会の情報サービスソフトウェア産業小委員会というのが別途動いておまして、今まさに検討を鋭意やっているところです。その中で、ソフトウェアエンジニアリングにつきましても、結構これまでの業界の仕事の仕方というのが、人海戦術的、突貫工事的な側面がなきにしもあらずだという状況があり、次第に事業環境も厳しくなっていますので、さらにその傾向は強まっている。どんどん、エンジニアリング的なアプローチの必要性は高まっているにもかかわらず、状況が好転していないという環境がありますので、それをどう打開していくかという問題意識が非常に重要な論点の一つとして取り上げられております。

具体的には、ソフトウェアエンジニアリングセンターという既にできておまして、問

題になっておりますエンタープライズ系のシステムにつきましては、このセンターが核心的な貢献をするということになっております。それで今の状況で十分かどうかということも含めて検討が行われますので、またその中でも、今のような問題意識を十分反映させるような対応をしていければというふうに思います。

野村委員長 それでは、井上委員。

井上委員代理（別所氏） 幾つかあるんですけど、最初に総論の部分と、あと後段はちょっと各論で書かれている部分について言及させていただければと思います。後段のところは特にオプション関連のところ为中心になりますけど、事業者として全く予定していないものが、18年1月からとか書かれていて、多分どこの事業者もやらないと思いますので、その辺も含めて説明させていただければと思います。

総論のところは、自己責任の原則について書かれているところなんですけど、すべて自己責任の原則ではいけないですよということ、総論としては賛成だと思っておりますけれども、ただ、書き方がなかなか微妙なので、どういう場合には自己責任の原則ではカバーすべきではないんだということ、もう少し明確にしていきたい。少なくとも書きぶりを見る限り、利用者とか消費者が認識することができないところで発生するリスクについては、さすがに自己責任では難しいですよということだと思っておりますけど、そこが余りきちんと書かれていない。逆に言うと、認識できるところは自己責任の原則なんです、ということ、ちゃんと書いていただきたいと思っております。

事業主体としていろいろな事業を展開していくときに、当然ですけれども、過失責任主義に基づいているんなビジネスモデルを立ち上げます。過失責任主義はもちろん及ばないところはありますけど、原則的に過失責任主義でいろいろなことを考えていくわけですから、ここはもう無過失責任主義でいきますというのがわかっている領域については、事業体としても注意しますけれども、そうじゃないところは、やはり民法の原則に従ってビジネスとか、つまり契約環境を考えていきますので、そここのところができるようにしていきたい。

それから、過失責任主義がなかなかケアできない。つまり自己責任の原則だけではケアできないという部分については、恐らく例えば前も話したかもしれませんが、自賠償のように補償とか保険というのは社会的に整えていく必要がある部分ももちろんあると思っておりますので、それを単独の事業者というよりは、そういうスキームで考えるべき領域なのかどうかということもあわせて検討が必要ではないかと思っております。

インターネットというのは御存じのように、完全に安全な領域を提供することはなかなかできないんですね。自動車と同じように許された危険ということで話すべき領域なのかと言われると、そこまではないと思っておりますけど、必ずしも万全なケアができないけれども、社会的なインフラとして使わざるを得ないですし、それを抜きに社会生活は成り立たないような状況になっていきますので、そこで発生するリスクを、だれがどのように負担するのが社会的に公平なのかという観点から、自己責任の原則を崩したときに、どうあるべきかというところの視点を入れておかないと、事業者、政府で振り分けておしまいなんですということでは、なかなかいかないのかなというふうに思っておりますので、総論の部分ではそここのところをきちんと議論いただければと思っております。

それから、リスクについては、リスク管理という概念で多分これは書かれているんだと思うんですけど、リスク管理というのは、そのリスクを100%ゼロにしましょうという話ではなくて、リスクをどのように管理して、受容できるリスクレベルまで下げましょうというのがリスク管理の基本的な考え方だというふうに認識しています。I S M Sなんかの考え方ももちろんそうなんですし、ビジネスのコンティンジェンシープログラムの考え方ももちろんそうです。つまり受容できるリスクがどのレベルなのかというところを必ず念頭に置いておかないと、限りなくコストがかかってしまうということになりますので、

そのところは受容できるリスクというレベルを、どこかで入れていただければというふうに思っております。

あと各論に移ります。1点これはちょっと細かいことなんであれなんですけど、クレジットカードのなりすましの情報改ざんの対応の中で、クレジットカード情報については、カード番号と有効期限のみでも、「なりすまし」することが可能だという記述があるんですけど、これは多分いろんな委員会に出られている方であれば、日本のNTTデータさんが運営しているCAFISがこれしか通してないからというのは御存じだと思うんですけど、これはなかなか多分今までは、公な文書では言っていないんだと思うんです。これは皆さん知っているようで知らないようにしておくのが安全な部分があるので、ここは別な書き方をするか、こういうことは触れないでおいていただきたいというふうに思っております。そうじゃないと、やはり手口公開ということに等しいと私どもとしては認識しております。ここは細かいところですけども。

それから、インターネットオークションの関連のところでも若干述べさせていただきますが、以前申し上げましたように、問題の解決を考えていくときには、プライオリティーづけが必要だと思っております。どの問題が最優先すべきかという順に記述がされていくべきなのかなと思っております。

経済産業省が、以前、研究会をやって報告書でまとめられているものがあるんですけど、インターネットオークションにおける表示の問題は、事業者表示よりもトラブルの例として挙がってくるのは、記載されている説明が正確ではないですねという、どちらかというところの方が問題として大きいというのが、きちんと報告されているという認識であります。これは特商法が先にきているんですけど、多分物の順番としては、トラブルに巻き込まれるのは表示そのものの問題なので、特商法よりもそちらの方を先に記述すべきではないかなと。記述の問題ですけども、というふうに思っています。

それから、特商法の件なんですけれども、法執行の強化が前から言っているように、一番最初にあるべきだというふうに思っております。残念ながら今まで1件も行政の方から、特商法の遵守をするために、出品者情報が必要だということで問い合わせを受けたことは皆無です。ほかの省庁の場合には所管する法律がありますので、その所管する法律に基づいて照会することはできないかどうかという問い合わせは結構受けることはあるんですけども、残念ながら特商法は、今まで1件もないです。

今想定されているような基準で事業者の認定をした場合、恐らく私どものオークションの利用者の中で約1万3000ID前後が、そういった事業者に該当する可能性はあるというふうに認識しています。数の方は、前に非公式にお伝えしてありますけれども、その1万3000件について具体的にどういう形で執行されていくのかということも、プランニングの中に入れていただければというふうに思っておりますし、もし現行法で照会することができないということであれば、照会権限を現行法の中に組み入れることも必要だと思っております。

この中には、政府からの求めに応じて、出品者に関する情報の提供を行うというふうになっておまして、通信事業でもありますので総務省さんと相談はしていますけれども、特商法に基づいてどういう形で照会を受ければいいのか。適法でかつ適正な照会を受ければ、私どもとして開示することに一向躊躇はないですけども、照会権限はちゃんとあるのかということが問題になります。

御存じのように、個人情報保護法を今変えて、個人情報情報を漏えいしたときに処罰化しようとなっていますので、処罰が科せられると違法性阻却事由との絡みで、ここをどういうふうに考えていったらいいのかというのが非常に問題になりますので、事業者にとってやりにくくならないように、その手当てはしていただきたい。特にプロバイダー責任制限法というのは御存じだと思いますけど、あの4条で開示請求権を認めたのは、憲法に定め

ている通信の秘密の関係から、私人間の情報開示であっても慎重に取り扱うべきだということを決めていますので。もちろん行政庁からの照会になりますから、国に対する情報の開示ということになりますので、通信の秘密との関係をきちんと整理した上で出せるようにしていただければというふうに思っておりますので、そこはかなりいろいろな検討が必要なのかなと思っております。

それから、ここに幾つか書かれている、特定商取引法を遵守するように促すとか、システム上の工夫を行うとかというのがあるんですけども、この点については準備も必要ですし、これが本当に適切な手段なのかどうかということも含めて、きちんと検討したいと思っております。遵守していただきたいということについては、事業者としては一向にやぶさかではないですし、そういう働きかけはしたいと思っておりますけれども、より効果的な手段をきちんと考えたいと思っております。思いつきでいろいろなことを決めていくと、システム開発で幾らお金をかけてもしょうがないということになりますので、システム開発を伴うものについては、こういうものが予見できる是正の程度というものをきちんと踏まえた上で考えていきたいということですので、そここのところの分析をお願いしたいということでございます。

それから、次の不適切な表示のところなんですけれども、この中に薬事法とか健康増進法とかいろいろ触れられているんですけど、一応「政府」とは書かれているんですが、御存じのように薬事法というのは委任事務なので、地方自治体さんがやられているのが実態です。現在もいろいろな周知啓発を行っているんですけど、なかなか効果がないという実情がありますので、その実情を踏まえて、ここでどうするのかというのを書いていただかないと、多分前には進まないかなと思っております。

事業者の方の取り組みの状況から言いますと、なかなか是正されないんですけど、そもそも問題は、テレビとか雑誌とかほかの通信媒体とか広告物にあふれている表記が、そのままインターネット上に流れてきているだけなんです。ですから、そちら側をきちんと是正していかないと、一般の人たちの意識は多分変わっていかないというふうに思っております。

薬事法とか一言で言いますが、簡単に言うと、ちょっと参考までに、この3冊の本さえ読んで理解していただければ済むんですけど、これ全部読んで理解してくださいというのはなかなか難しいと思います。私どもの場合は「広告」をビジネスとしてやっていますので、広告を審査する専門の部署がこれをきちんと読み下して、適切な広告にするようにというふうにやっていますが、一般の個人の健康食品を売っている人に、これを見せて、これ全部読んで通達の隅から隅まで理解してくださいというのは、果たして啓蒙できるのかというのは、ちゃんと考えた上で「啓蒙」と言った方がいいのではないかなと思うんです。

最近、化粧品のコマーシャルで、「美白」と余り聞かなくなったと思いますが、ああいう「美白」という例えば表現が効果効果表現になるかどうかというのは、薬事の担当の部署といろいろやりとりをして、決まっていくようなものがあります。

飲料のコマーシャルの中で、アクロバティックな動きをして、「やせますよ」というようなことを示唆していて、後ろ側に、「こんな運動しなくても」というのが流れているようなコマーシャルを覚えていらっしゃる方もいらっしゃると思いますが、あのコマーシャルが、数カ月前に1文字変わっています。「昔はこんな運動しなくても」だったのが、「こんな運動したくても」に変わっています。「しなくても」というのは、しなくてもやせるということを示唆しているんじゃないかという指摘があって、「したくても」というような表現に変えているんですね。

薬事法というのは、実は実務的にはそういうところのレベルで回っている話で、そういうものがなかなか周知されていないというのは、現実的に不可能なものを周知しようとしているのかなというところもありますので、現実を踏まえて、できることをやはりここに

は書かないと、「書いたはいいいけど、結局何もできませんでした」ということになってしまうので、そこのところはやはり実情を見つつ、きちんと書いていただければなというふうに思っております。

そういうのもありますので、例えば表示違反を見つけたときに、是正とか修正の働きかけをと言ってもなかなか難しいです。実際にインターネットのショッピングのモールも運営していますので、ショッピングモールの商店の方々に表示違反があると、申し入れをすることがあるんですけど、大体、言い合いになるわけです。「美白」という表現をやめてくださいというふうに言っても、あちらとしては、「美白」は効能効果表現ではないですよということで、事業者間でやりとりになってしまうんです。私どもは法の執行機関ではないので、こちらがこう考えますと言ったところで事業者の方は聞いていただけませんので、やはりそこは執行する、解釈権限を持っているところが直接働きかけていただかないと、是正というのはいかならないのかなと思っております。

ただ、協力する方法というのはいろいろありますので、今都道府県を窓口にはしていますが、インターネットのショッピングのモールを運営している事業者というのは、ショッピングの運営しているお店に対して、東京都が中心なんですけど、薬務局からいただいたいろいろな表現について注意してほしいものを店舗別に配布したりとか、是正していただけない場合は東京都の方と相談して、是正を促すとかいろんなことはやっていますし、逆に安全情報なんかも、東京都の方からもらって、危ないものがあれば、すぐに商品として出品の停止をするような働きかけというものもあわせてやっていますので、そこは具体的にやっているものを例に、より安全にできる取り組みというものをきちんと書いていく必要があるのではないかと思っております。

それから、ADRについて書かれていますけど、ADRの実証実験をされたことは知っているんですけど、私どもとしてはコストエフェクティブなADRかどうかというのは、ちょっといま一つ確信がなくて、その辺については第三者的にちょっと評価していただければなというふうに思っています。もちろんECOMさん自身でこういう結果をまとめましたというのは拝見しておりますけれども、それは第三者的に見て、果たしてその評価は正しいのかどうかということ一度ちゃんと見た上でないと、そのモデルを採用するかどうかというのは難しいと思います。

最後になりますけど、売り主の身元が不明なことへの対応なんですけど、これは前も申し上げましたけど、これは多分詐欺が大半だと思っております。現実には言いますと、インターネットの特にオークションでの詐欺の大半を占めているものは、今は「なりすましに」よる詐欺、つまり他人が取ったIDを、フィッシングとか何らかの方法で取ってしまって、そのIDを使って出品をするということです。本人確認はちゃんとされているんです。つまり取られちゃった人でされているというのが実情です。それが非常に多い。

次に多いパターンは、いわゆる自転車操業型です。オークションの出品者の方々は「チャリンカー」と読んでいますけど、まじめに取引をしているように見せて、後から品物を調達しているので、突然、お金だけ受け取った状態で消えてしまうとか、倒産してしまうということです。計画倒産型詐欺と言ったらいいんでしょうか、その2つのパターンが極めて多く、後者の場合には、当然信用してもらうために、普通ちゃんと「店舗」だって名乗っていますし、表示されているんですね。

ですから、そういう詐欺の種類というのは、実は身元を隠したということではないので、この部分で防ぐことはできない。この部分をやって防ぐことができるのは、現在で言うと多分3分の1弱、30%程度がこの対策で防ぐことができ、残りの70%は別な方策をとらないと防ぐことはできないということ、やはり前提とすべきだというふうに思っています。ちなみに私どものオークションの例だけで言いますと、インターネットのオークションの詐欺の発生率は0.009から0.013%、これは月別にちょっと違いますが、大体その

くらいで振れています。

御存じの方はいらっしゃると思いますが、クレジットカードのキャッシュバックの発生率ですね、なりすましとかでキャッシュバックとか発生する率というのが、0.1から0.3%程度と言われているので、今インターネットオークションで行われている、発生している詐欺の発生率は、そのチャージバックの発生する率の10分の1ほどです。その程度のものについて、どういうふうに取り組むのかということですが、

後ほど別なところで、クレジットカードの決済にすれば詐欺の被害は減るんじゃないかと思われていますが、クレジットカードを利用した詐欺の方が多いため、全部をクレジットカードに移すと、チャージバックという形で詐欺の犯人のふところに入るお金の量がふえます。だから取り組みを間違えると、結局出口をふさいで、よりやりやすい方に誘導するということにもなりかねませんので、そのところは全体の発生率とか被害状況とかを見つつ、判断する必要があるというふうに思っております。

特に詐欺については、前回も言いましたけど、インターネット利用広域犯罪対策ということをちゃんと念頭に、さまざまな手法が必要だと思っております。それを同時に多分やらないうちの対策にはなりませんし、チャリンカーとか、なりすましとか、そういうものも含めた詐欺対策というのを同時に図れるようなことをやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、その項目の最後の方に書かれています、金融機関との提携で銀行口座等の情報の開示なんですけど、これ、法的根拠も全然なくて、個別の金融機関さんとお話し合いをさせていただきながらこういうことを進めてきたんですけど、事業者が継続するというのをここで書いていただくよりは、正直言います、政府のバックアップも何もありません。個別の銀行さんとやっているんですね。逆に言うとこれはちゃんと何らかの形で、これができるようなバックアップを政府の方でしていただきたいというのが本音で。これは事業者任せでいいですね、というところでここがちょっととどまっているというのは、現状を追認しているだけで何も進歩がないので、そこもちょっと配慮いただきたいと思っております。

ちょっと大量でしたけれども、全体を通して申し上げさせていただきました。

野村委員長 今の中で事務局の方から何かございますか。

事務局 いろいろ諸点にわたる御指摘をいただきまして、ありがとうございます。幾つか申し述べさせていただきたいことがございます。

まず、自己責任のところでございますが、やはり今御指摘いただいた中にも矛盾点があったのではないかと思います。すなわち自己責任ということ議論するとき、受け取っておられる国民の方々や消費者の方々、どこまでバックグラウンドインフォメーションをちゃんと持っておられて判断されているのか。それから、仮に企業側から情報が開示されたとしても、それが膨大な情報のうちの一部分を構成しただけであれば、十分な判断材料とはならないと思います。特にインターネットですと、提示される情報に際限がございませんので、そういう中で情報が提供されたから自己責任原則なんだというのは、多少乱暴過ぎる議論ではありますね。どこかのサイトのように、我がサイト非常に安全なんですという根拠のないような表示をされても困るわけですね。やはり自己責任というのは、一体どういうときに責任をとるべきなのかという議論を、もう少し詳しくしなければいけないと思っております。

それから、法執行の面、これは御指摘のとおりでして、法執行はなかなか今の限られた予算、人員では実は法執行ができていないということは確かでございます。今こういう消費者問題のときには、インターネットの問題、請求問題のことにはかなりの人員を割いていますが、その前に、全体とすればいろんな住宅の問題とか、最近では電話リースの問題ですとか、いろんな問題にそれなりのトラブルを聴取する人たちの人員が割かれていますし、検挙の方もいっていますので、なかなか回っていないところは確かなんですが、御指



摘のとおりこういうインターネット問題というのは非常に大きくなっていますので、そういうところに人員をシフトしていきたいと思っております。

それから、詐欺的な取引ということに関して、これは法執行を厳正に当たらなければならないわけですが、だからといって、それ以外の問題を後回しにするということではできません。特にオークション等に当たっては、最終的にどなたがそういうトランザクションにかかわっておられるかというトレーサビリティを確保していくことが、一部ではあるかもしれないけれど、問題を早期に解決するというには十分つながるのではないかなと思っております。

それから、確かに法執行のところはしっかりやらねばなりません、民間機関同士でやっておられるADRという一つの手法も、3年間のテストの中でいろいろなデータが出ております。これはヤフーさんを初めいろんな方々がそのデータを見ておられると思いますので、確かに国だけの思い込みではなくて、いろいろな方々も含めたこのADRのあるべき論、または必要論について十分な議論をさせていただければいいかなというふうに思っております。

それから、インターネット取引での事故例の問題ですが、これは表にあらわれている、すなわちトラブルだというふうに申し述べられた方々の数を全体のトランザクションで割ったのでは、実は事故率が低く出過ぎのような感じがします。むしろ少額であるがゆえに、またはある意味で少し気楽な気持ちでインターネットに接しておられるというところもあって、ある意味では泣き寝入り、勉強代、こういうふうにあきらめておられる方々もかなりいらっしゃると思います。ですから、逆に使っておられる方々に対するアンケートをとって、どの程度の事故率なのかということも正確に評価して、定量的な議論をさせていただければと思っております。

以上でございます。

野村委員長 どうぞ。

井上委員代理(別所氏) ちょっとお話がありましたけど、自己責任のところは、過失責任主義という話をさせていただいているとおりですので、過失責任主義を修正する理由があるのであれば、修正するのにやぶさかではないという説明をさせていただいております。ただ、きちんとした理屈があって、どういう形で修正するのがいいのか。修正したときには、やはりそのリスクをだれが負担するのが公平なのかということを中心にその中で考えるべきだということをお願いしたので。先ほど私は、認識することができないリスクについてはというふうな物の言い方をさせていただいたと思っておりますけれども、それは、情報が大量で認識することができないというのを、その中でどういうふうに見えるべきなのかというのは一つの課題だと思っております。それが必ずしも個人的には自己責任から外れるとは思っておりませんが、ただ、その限界はあると思っておりますので、どこが限界なのかということがまさに問題なんだというふうに思っております。

それから、詐欺的な取引については、先ほど言いましたのは全体的な取り組みというのをきちんとしていただきたい。個別的な取り組みについて否定しているわけではなくて、全体的な取り組みをきちんとしていくということです。その30%の部分をやめるのではなくて、先に100%の部分で全体的にできる部分があるので、そこをあわせてやった方がよりいいでしょうということを言っているわけで、その方法を限定してくださいということを言っているわけではなくて、ここで書かれている方法だけでは足りないということをお願いしているわけです。

あともう一つだけ、被害件数があることはこちらでも承知しておりますけれども、案数が正確には把握できていないということがあります。その案数については、今後どういうふうに把握していくのが正しいのかということが必要だと思っております。アンケートなどもいろんな取り方がありますので、正確にその数字として把握することができて、かつ統計的に

きちんと有意だというふうに見えるような数字の取り方とかサンプリングの仕方をきちんとした上で、分析していくことについても必要性は全然否定していませんので、そこは逆にきちんとした数を把握していくためにも必要だというふうに思っております。

野村委員長 それでは、青山委員。

青山委員 非常に立て板に水の別所委員のお話だと、なるほど、全部本当かな、そうかなというふうに思わされてしまう。そのところの論理の矛盾というのは、やはり気をつけなければいけないんじゃないかなという気がしております。まずはやはり自己責任の原則というのは、絶対これはあることは確かなんですけども、繰り返し大前提としてある情報経済社会、要するに消費者がわからないうちを取れない自己責任というのがあるでしょうというところをきちんと踏まえるために、そのところをここのスタンスとして書かれているということで、これは絶対、情報経済社会の特性なんだということの一つ踏まえないと、別所さんのおっしゃる消費者の自己責任というふうに、事業者がやはりリスクを負いたくないなという部分がクローズアップされてくるのではないかという気がしますので、ここのところはやはり、情報経済社会の特性だということをも踏まえて、自己責任という部分は少し抑えていただきたいなという気がいたします。

それから、先ほど来、30%でしか捕捉できないんだよというのであれば、一番事業者が情報として収集してわかっているわけですから、じゃああとの70%はどうするのだ、どういう対策が望ましいのかということ、やはり提言していかなければいけないんじゃないか。それが社会的な責任ではないかという気がして。ここの一部分だけ捕捉してもできない、100%できないんだから、これはむだよ、0.00何%よというのは、ちょっとやはり別所さん、おかしいなという気がいたします。

それから、あとの保険制度等については、ここでもきちんと述べられているんですけども、やはり保険があるから大丈夫だよ、我がサイトは大丈夫だよというふうにそのところばかり強調すると、やはり消費者が、要するに適用されない部分というのがあるわけですから、どういう場合が適用されないのかということまできちんと表示して、消費者が自己責任をとれるような形でアクセスできるということをややはりきちんと表示していただきたいなということがあります。ちょっと議論があちこちしたんですけども、ちょっと別所さんの意見に対してはそういうことを感じました。

それから、ちょっと前に戻って全体的な最初のスタンスの策定に当たってということをお話させていただきたいんですが、8ページ、先ほど来、法執行という部分があるんですけど、これは特商法に関して言えば、業務停止命令とか、それから事業者の公表制度もあり得るということで、あえて書いていないけれども、そういうこともちゃんと含まれているんだということですね。それは後できちんと再確認させてください。

それと同時に、規制的手段というのは、最小限度にとどめるべきだということもわからなくはないんですけども、やはり消費者がわからない世界であるということを見ると、やはりここのところは、今問題になっている建築確認制度の民間の移行ということも問題になっているわけですから、そのところは市場原理が働きにくい部分というのをきちんと押さえるならば、先に規制的手段は最小限度にとどめるということを余り声高に述べていただきたくない。少しここの部分は抑えておいた書き方にしておいていただきたいなという気がいたします。

以上です。

野村委員長 どうぞ。

井上委員代理（別所氏） 多少誤解されているようなので。自己責任の原則は、御理解いただいていると思いますけど、修正が必要な場合にはという表現をさせていただいてますし、事業者が責任をとらないということも申し上げたつもりは全くないです。自己責任の原則を修正するとき、どういう形で修正して、だれがリスクを負担すべきかという

話の中の、リスクの負担というところをだれが負担すべきかという中で、それはちゃんと議論されるべきだというふうに思っていますので、そのところは事業者が責任をとらないという発言をしたつもりは全くございませんので。

それから、詐欺のところの30%というのは、30%しか改善しないから何もなくていいというふうに申し上げたのではなくて、ほかの手段もあわせて、インターネット利用広域詐欺対策基本法みたいなものは個人的には必要だと思っていて、そちらの中でこういうものも組み入れてもうちょっと抜本的な解決をしたいと思っております。事業者として今できるところは、私どもとしては公表させていただいていますけど、詐欺検知システムみたいなものを今開発しております、出品のパターンを分析して、一定パターンだと詐欺の蓋然性が高いということで。クレジットカード会社さんが使われている不正検出システムみたいなものなんですけど、デモグラフィック的にデータを分析して、そういうところまでできるだけ防止していこうというような努力もしておりますし、そういうものだけで足りない部分を、制度的に対策基本法みたいなものを、いろんなものを組み入れてつくっていただきたいというのが私の意見でございます。

野村委員長 それでは、松本委員。

松本委員 自己責任の原則という言葉が非常にひとり歩きする傾向があって、人によって全然違う意味で使ったりするので困ったことなんですけど、一つは法律的な意味で、被害者としてだれにも責任を転嫁できない、賠償請求をできないという場合で使われる場合が一つあると思うんです。それは過失責任とか無過失責任とか言った話とは一応別の話であって、適切な法的根拠が何も無いから、だれにも賠償請求ができないという話なんですけど、適切な根拠があれば賠償請求できるわけですから、それは加害者の責任ということになると。それは無過失責任の場合もあれば、過失責任の場合もあれば、いろんな法的ルールがあるわけですね。

そういう次元の話と、ここで書かれているのは、法律的な話よりもう一步手前の話じゃないかなと思うんです。自分の判断でいろいろ適切な行動をしましょうというようなレベルの議論の中で、しかし消費者は情報量等が限られているし、技術的な知識も少ないから、誤った判断をすることも多いので。そういう部分については、情報の多い事業者とか、あるいはより低いコストにおいて予想される被害の防止の措置をとる可能性のある側において、あるいは政府において、積極的にそうならないような方策をとりましょうということであって。それは、そうしなければ法律的に何か損害賠償責任があるというストレートの意味での自己責任原則の修正というわけではなくて、法律的ではないところの自己責任を発揮してもらうために、事業者として果たすべき役割もあるでしょうというぐらいの、軽い意味で使われているんだと思います。本当に事業者に賠償責任を負わせるということであれば、もう少し緻密なケースに応じた議論をすべきであろうし、そういう場合もあり得ると思います。

もう一点なんですけど、例えば12ページ、14ページ、16ページ、すべて解決方法のところ共通の文章がありまして、例えば11ページの最後の1行目から12ページの上の4行にかけて、脆弱性をだれかが発見した場合の情報が、悪意の者の手に渡る前に機密性を保持しつつ迅速に流通させと、ここちょっとてにをはがおかしいかなというのが1点と、迅速に脆弱性情報を流通させとということの表現が、何かちょっと違和感があるんです。流通させるとなると、何か広くみんなに知らせましょうという感じなんですけど、これ前回議論したように、即公表は余り適切ではないのではないかとということで、機密にした上で対策を素早く立てて、その上で、できるだけ早く公表という感じだったと思うので。迅速に流通させとということが、いわば対策が一番適切にとれるところに、いち早くそれを伝えるというニュアンスの方がいいかなという気もするんですけど。その流通させとということ、どの範囲でこの種の情報を共有するのが適切であるというふうにこの起草された方は考えて

おられるのか、ちょっとそこをお伺いしたいんですが。

事務局 まさしく、そのソフトウェアをつくったベンダーとか、そういう限られた方々との間で共有するという意味でございますので、検討させていただきたいと思います。

野村委員長 不破委員。

不破委員 もうちょっと後で申し上げた方がいいのかもしれませんが、これは全体としては、まず前段の方で総論的なお話がございまして、この行動計画についての位置づけが、ページで言うと8ページぐらいから書かれております。平たく言いますと、これは非常に広い範囲の話で、これからまだ変わっていくようなビジネスモデルというか、いわゆるデジタルのネットワークのインフラを通して経済取引をやっていくと。そのこと自体が、仕組みがものすごい速度で変わっていく中で、やや先を見て、こういう行動計画をまとめようというお考えで、それがここに示されておりまして、その意味ではかなり包括的で、しかしそれぞれ余り細かくは入っていかない。こういう取りまとめの仕方については、私は今の段階では極めて適切なんだろうと思うんです。そういう意味で、こういうまとめ方で「行動計画」というものを早い時期に、しかも本件に関する本省である経済産業省の立場で、外に向かって発信するというこの意味は今の時点では大変大きいと思うので、そういう意味で余り時間を置かずにこれを公表されることの非常な意味を感じます。

それから、そういうこととの関係で、後段には具体的な行動計画が書かれておりますけれども、表現の細かい問題はちょっと私わからないところもありますが、幾つかの課題を示して、それから問題の所在に対応する形で解決策を書いているということについても、私はわかりやすいのではないかと。つまり指針というかガイドラインという意味で、こういう表現というのは適当なのではないか。

そこで、コメント2つなんですが、ここには解決策のところ、政府及び事業者とか、あるいは事業者という形で幾つかの課題を書かれているところがありますが、先ほど冒頭に申しましたように、今の時点でどういう経済社会の主体にその課題を預けるかというか、示すかということの難しさがありますが、そういう中でももう少し、やや仮説といたしますが、踏み込んだ表現があってもいいのではないかと思います。

そこは例を幾つか挙げますと、14ページには、なりすましとか、情報改ざんの問題に対する対応を書いています。政府及び事業者というところがありますが、例えば具体的に言いますと事業者の中の2.のところですが、「偽造クレジットカード作成やスキミングを防止するためにICカードの導入や端末のIC対応を進める」となっていますが、多分これに取り組むべき実は直接の経済主体やそれをサポートするような、例えば私なんかはエレクトロニクスメーカーですけども、に多分与えられなければならない課題というのは具体的にありまして、やはり標準化を進めるとか、この辺の開発を進めるとかということを書いてもいいのではないかと。

それから、別のところでいきますと、17ページには、事業者自身のプロフィールを公表するということが書かれておりますけれども、これは「有価証券報告書等」という表現になっています。済みません、これはシステム・IT基盤のサービス障害への対応ということになっているわけですけども、実際にここで関係してくるような主体というのは、必ずしも株式が公開されたり大規模な企業、グループというわけでもないもので、やはりここはもっとはっきり、会社法が対象にするような一般的な法人、はっきり申し上げると中小かわらずそういう法人の情報についても開示の問題を出す必要があって。多分、日本版SOXなんかこれから導入されることが見込まれておりますけれども、そういう中で公開企業については当然に相当量の情報を開示することになりますが、それ以外の主体もやはり、こういった事業者としての情報開示責任を要求することはいいんじゃないかというふうに思われます。余りほかに例を挙げませんが、この主体となる、だれがこの課題に取り組むべきかということについてちょっとはっきりしないところがありますので、も

う少し書き込んでもいいのかなと思います。

それから、もう一つ別のコメントですが、行動計画について、この小委員会の今後の役割を書いているところ、8ページの終わりから9ページにあります。ここは確かにフォローアップの問題はありますが、これに加えて、期待というか、あるいは表現としては、今幾つか申し上げましたように実際具体的な課題が横軸を通して見ますと、例えばポータル、あるいはその後ろにあるプラットフォームの設計などについて、関係する専門業者はどういうことをしなければならないかということがあるわけで、ここについては幾つかの主要な課題について、こういう課題にやはり取り組むべきであるという、少し踏み込んだ表現でもいいのではないかと。そうしますと、この行動計画が出された後、今の時点で喫緊の課題と思われるようなものについて、技術分科会であるとか、あるいは個別問題小委員会という形で組織される可能性について、あるいは必要性について言及するということになるので、そうしていただくと一層メリハリがつくんじゃないかというふうに思います。

以上でございます。

野村委員長 どうぞ、原委員。

原委員 私どもこういった「安心・安全な情報経済社会の実現のための行動計画」、これは非常によくつくられていると思います。私はアメリカにおりますので、米国の政府がこういうようなものに取り組むことはほぼあり得ないというふうに思いますので。こういったことを真剣に考えて、大きなテーマに取り組む前文の部分と、あと具体的な事例からくるものに対して、対応していこうということについての取り組みは大変高く評価できるというふうに思います。

私自身も約5年くらい前ですが、安全な情報経済取引を実現するためのデータセンターをつくらないと、我々はアメリカの方における電子商取引等も大変に被害を受けるということで、リップテックという会社をワシントンDCの郊外につくりました。この会社は今から2年前に、セマンティックというアンティバイルスのソフトウェアをつくっている会社と合併させました。このヨウランという社長は、その時にブッシュ政権がつくりました国家安全保障省というんですが、日本語で何と訳したのかわかりませんが、ホームランセキュリティを担当する省の情報セキュリティ局長と訳せばいいですかね、そういうのにヘッドハントされて、政府でしばらくおりましたけれども。こういった方々と協議しながら、その法執行のところでも、アメリカで何か事件が起きたときに、一般の個人が証拠を集めてこれを立証するというのは大変にお金がかかるというので、これは本来は政府が何らかの形でやるべきですが、アメリカの場合ですと民間のところ、一番最初に始まっているのは、現在も起きていますけれども、今回のテーマとはちょっとずれますけれども、著作権問題におけるいろいろなコピーをされた業者、またはそうしたところに対するものを通常平時のとき、先ほど村上さんが平時のときの安全問題のことをおっしゃいましたけれども、平時のときにずっと定点観測のような形で、アメリカにおけるサーバーをウォッチしてしまっていて、何か起きたときに対してそのデータ、挙証責任が挙がるまで非常に完璧な形で証拠を提供してくれる。

このサービスは、アメリカの音楽著作権協会とか、モーションズ・ピクチャ・アソシエーションとか、ハリウッドの映画会社からなる協会ですとか、ソフトウェアの著作権協会ですとか、こういったところがこのサービスを使っておりますけれども、日本版でこれをやるのが、完全に民間でやるのではなく、これも非常に安いコストでやりますので、何らかの形のインフラの中にしておいて、政府から独立した委員会等をつくり、ブラックボックスの形で、普段は平時ですからだれも見ることができないような形にしながら、何か起きたときには独立委員がふたを開けて、専門に任命した調査官がこれを取り上げるといような仕組みなどもつくれるかもしれません。技術的にはこれはできていますので、

運用面で非常にコストが安くて、セキュリティが個人や事業者にとっても守られるようなものをするのは不可能ではないと思います。

こういったことが起きてきた後、法執行のところからくる罰則規定。この間の偽耐震建築の建築基準法の違反した人たちが、非常に甘い罰則しかないということでみんな憤慨しておりますけれども、今回の場合ですと、特になりすましなどについては、超厳罰規定というものをするような方向性を打ち出すことをすると私はいいと思います。

こういったような問題点をきょういろいろと議論し、今まで議論してきましたが、根本的な話をすると、このセキュリティの問題はコンピテーション・セントリック・アーキテクチャーという、いわゆる計算をすることが目的であったコンピュータ時代につくられていましたソフトウェアのデータの構造に欠陥があるというところに尽きます。こうしたものが、インターネットができて、またその前の専用回線とかできて、いろいろなところで通信として情報を送ったり、送り返されたり、取引に使われたりするようなことを想定しなかったデータの構造。ここに対して今対処すべき方法はないかと思っていて、アメリカや日本やヨーロッパのいろいろな政府及び事業者等も対応を一生懸命やっておるわけですが、これは根本的な治療方法にはならないというのが私の考えです。時代はコンピテーション・セントリック・アーキテクチャー時代につくられたソフトウェアの構造からコミュニケーション・セントリック・アーキテクチャー、通信機能中心主義の時代に入ってきていますので、そこの新しいタイプのデータの構造を定義した、この間も土居さんもおっしゃっておられましたが、ソフトウェアの根本的な問題、現在のソフトウェアの構造を内包しながらも、包括した新しいソフトウェアのデータの構造を定義するような研究をやっていくことが根本治療といえますか、問題の根本的なところを取り除くことになると思っていますので、多くの今まで出てきた議論や世界で問題にされているものは、技術の問題を根本的に取り組むとによってかなり改善できるというふうに思います。

前回も申し上げましたが、この技術に関する議論をさらに続けるようなことはやっていく必要があると思います。米国は、このコンピテーション・セントリック・アーキテクチャーにおけるソフトウェアの資産、マイクロソフトにしても、オラクルにしても、いろいろな会社群がつくっているのは、すべてコンピテーション・セントリック・アーキテクチャー、少し古い時代のソフトウェアのデータの構造でもって成り立っているビジネスですから、そこから、そのもうかる商売を捨てて次のものに行くというのは結構難しいことがありますので。日本のようにその分野に対しては少し遅れてしまって、後追いの国の方がその先のものを設計していくには大変やりやすい立場にあるというふうに感じます。

以上です。

野村委員長 それでは、先に森委員。

森委員代理（清永氏） 森委員の代理で来ている清永でございますが、2つございます。1点が、先ほどお話がありました、「機密性を保持しつつ迅速に流通させ」云々というその脆弱性の問題でございますが、前回第2回目の委員会で御議論がございましたが、その後私も随分考えたんですけど、確かに模倣犯の問題はあろうかと思うんですが、私が企業内で情報を守る仕事をしている立場としたら、そういうシリアスな問題があったら、やはり一刻も早く知らせしてほしい。だれかが知っていて、自分が知らないために、自分の会社から個人情報が出てお客様に御迷惑をかけるそのリスクというのは、ものすごく大きいなと思っています。余りこの模倣犯、確かにそこのところは非常に重要なことだと思いたしますが、知らないがために起きてしまった、そういう窃盗的なことに対して何ら対策が打てなかったとしたら、私は非常に悔やんでも悔やみ切れないなと思いたしたので、もう一度そのお話をさせていただきたいと思います。

もう1点ございまして、11ページのところで、解決策の中でプライバシーマークの普及促進のお話が出ていました。プライバシーマークは当社もいち早く取らせていただいた

り、I S M S とか B S 7799 とか、それぞれの取り組みをさせていただいています。ただ、これはあくまでもマネジメントシステムであって、どういうレベルで安全性が守られているかということが保証できているものではないと思っています。いろんなサイトでプライバシーマークを取っているとか、I S M S を取っているとか、マークを出させていただいておりますけれども、それが消費者にとって本当に安全なリスクのないサイトであるという保証はどこにもないということを、消費者はわからないままに見ているという面もあるのではないかと。対策がプライバシーマークの促進と、それと分野別のガイドラインという話だけではなくて、もう少しどういうレベルでセキュリティ対策がちゃんととられているかということがわかるような仕組みが必要なのではないかと。

この夏から、ちょっと話が長くなって申しわけないんですけども、私たちは3カ月ぐらいいの間を置いて、別々の会社にインターネットサイトをチェックしていただきました。どういう脆弱性があるのかということを確認していただきますと、やはり会社によって、担当者によって、そのセキュリティレベルのチェックの基準が違ったりしまして、夏で対策をとったのにまた3カ月後対策をとらなければいけないとか、担当者としては非常に辛い思いをしているわけなんですけれども、今の実態はそういうレベルだということを御認識いただきながら、もう少し具体的な、事業者から見ても消費者から見ても、どういうセキュリティ対策レベルがとられて安全なのかということがわかるような施策が何かあればありがたいなと思っております。

以上です。

野村委員長 土居委員。

土居委員 最初の問題で出ましたので、まったくどのようなですけども、申し上げさせていただきたいんですが、それに伴って7ページをちょっと変えていただくということも提案したいんですが、7ページの先ほど来問題になっておりました自己責任のところですが、これはストーリーからしたらそのことでよかったんですが、要は個人がリスクの存在を十分に認識することができない。だから、有効な手段を講じることができないということがあるんですが、そういうようなことに関して今度は逆にいけますと、認識することができたなら自衛手段を講じることができるかといいますと、そういうものも多々ありますが、認識することがたとえできたとしても、有効な自衛手段を講じることができないという性格のものもまた多々あるわけです。

したがって、最初のところに戻りますが、そういうようなことで下側もちょっと文章をそれに伴って直していただかなければいけないと思うんですが、その脆弱性がわかったときに、出してしまったときに、普通の人で直せるか、一般消費者が直せるか、手当ができるかということ、大半のものはそういうものではないという性格なものなわけですね。それと同時に、それを知ったから、じゃあどういようにすればいいかということに対応して、自分が使わなかったらいいかということ、それが必需品になっていたら、要するに他のものでかえることができないということもあつたりしますと、自分だけの被害にはとどまらず、よそさまにも被害を与えるというような性格を持っているわけですね。

特段のことながら、ブロードバンドでつながり放しということをやりますと、踏み台にされます、何をされますということが出てくるわけですから。したがって、そういうような性格のものなわけですから、ガスのホースを取り替えましょうというようなこととは話が全く違う話でございます。今、松下さんはものすごい金を使ってお気の毒な状況になっていますが、あれとは全く違う性格のものですから。そういう意味で、知らしめることがいいことだということは言えないという面があるので、こういうような穴ふさができた暁に開放するような仕組みをつくらうというか、世界的にそういう習慣になっているわけですね。

それと同時に、もう一つは今内閣官房が、これも絵があるかと思ったんですが、基本は

重要インフラですが、そういう脆弱性のデータベースを内閣官房の先ほど紹介がありましたセンターに集め、そしてルートとしますと、民間の方に流すというような受け皿を民間の方に用意してもらおうということで、何かにつけては内閣官房初でバーッと流れるような仕掛けではできたわけですから、今から個々に組み立てていかれることになっているわけなんです、そういうことができると、またその対応策がとられる前に、場合によったら流さなければいけないものが出てきたときには流れるんだと私は思っております。ですから、場合場合によって、それから流す相手等々によって、本当にこれは慎重に考えなければいけないというものですので、御存じにならなかったために、何かが起こって悔しいというのはよくわかるのですが、だからと言ってこれを一般開放することに関しましては、これは慎むべきことだと思っております。

事務局 先ほど清永様からプライバシーマーク制度のことで御意見があったんですが、その件に関してでございますけれども、実はプライバシーマーク、個人情報保護とセキュリティ対策というのは似て非なる性格のものでございまして、おっしゃいましたように個人情報保護というのはマネジメントの問題なんです。例えば展示会やらフォーラムなどでいろんな方に来ていただいたそのお名前を、これはすぐ廃棄するとかこういった次元の対応を地道に積み重ねることが非常に重要なことでございますので、個人情報のレベルでここまでやったらいいとか、そういうことを技術的に定めるべき性格のものではございませんので。したがって、プライバシーマーク制度とISMS制度というのは、別のものとして存立しているということについては御理解いただければ大変ありがたいと思います。

その上で、さらにそのマネジメントをしっかりとするために、このプライバシーマーク制度の根拠となります自主基準の中に、従前以上にここに書いてございますようなPDCAサイクルを入れることによって、不断に個人情報保護をマネジメントとして確保していただくように基準自体を見直していきたい、そのように思っておりますので、そのように御理解いただくと大変ありがたいなと思っております。

事務局 済みません、ちょっと補足なんですけれども、今加藤課長の方からお話があった件、そのとおりなんですけど、セキュリティにつきましても、ここまでやっていけば完全に安全というのは、多分膨大なコストになりますので、完全のところを求めていくのは非常に難しいのではないかと思っております。

この報告書の中にも少し書いておりますが、情報セキュリティ対策ベンチマークというのは、一応そこで自己チェックをしていただいて、他社との関係でどの程度のレベルまで自分の会社があるのかということは、我々としては情報提供しないといけないと思っておりますので、そういうものを我々は策定して、IPAで公表等しております。

あと早期警戒の話で、模倣犯の話とともに、知らないと困るという話があったので、ちょっと補足させていただきますと、各社さんが本当に自分でシステムをつくっていけばそれはできるんだと思いますけれども、大体は外注されていて、実際企業の方々にいろいろ聞いたんですけど、どういうふうにおっしゃるかということ、そういう危ないという欠陥情報を教えてもらっても困ると。もらっても自分たちは対策のしようがないし、全部ベンダーに話をしないといけないので。したがって、ベンダーときちんと秘密裏に対策をつくって、それと一緒に公開してもらわないと、我々はもらっても困るという要望が実際企業の方からありましたので、それを踏まえて今の制度を構築していますし、諸外国も同様の状況でやっているということを御紹介させていただきたいと思っております。

以上でございます。

野村委員長 それでは、高橋委員。

高橋（誠）委員代理（長島氏） KDDIの長島と申します。先ほど別所さんからもコメントが出た部分、実はちょっと気になっているところがございます。というのは事業者としての対応、基本的にはそうなんだろうなというふうに思うものの、確かに期限が切ら



れているもの、あるいはいつから始めるというふうに書かれているもの、こういったものについては、私たちもすぐにできるかどうかということも含めて、検討する必要があると思っております。

例えば対策の内容についても、これは事業者同士で相談するのがいいのか、それとも各社それぞれに検討するのがいいのかよくわかりませんが、こういった対策をどのタイミングでとっていくのかということに関しては、確かにどこかで期限を切らなければいけないのかもしれませんが、期限を切る前に、十分な検討が必要だというふうに思っておりますので、そこは期限の書き方については少し考えていただけないだろうかというふうに思います。

あとこれは細かな話なんですけど、22ページにあります、これは不十分・不適切な広告表示への対応ということですが、事業者側でやるべきこととして、一番下の方に、「消費者の自衛の意識の向上のために啓発を行うとともに」云々と、これを1月から実施してくださいというふうに書いてあります。

一方、政府側の対応としては、同じ政府側対応の一番下、「啓発を行う」とありまして、これは18年3月までに教材作成等を実施するということとして、ここは事業者側がどういう啓発をするかということについても、それぞれが勝手な啓発をしてもしょうがないというふうに思っておりますので、これはまず政府の対応を先にさせていただくべきなのかなと思っております、そこについても、そのタイミングの部分だけですが、考慮していただきたいと思っております。

以上です。

野村委員長 それでは、佐藤委員。

佐藤委員 ちょっと個別の点で1点御質問というか御確認をしたい点がございまして、法執行救済策に関する点なんですけれども、今消費者契約法の関連で、一種の団体訴権といえますか、特定のNPO等の団体に差し止め請求権を認めるという議論がなされているかと思うんですけれども、例えばそういう議論と、今回出されているような救済策、法執行の問題と、全体、あちら側の議論がどこまで射程に置いてなされているか、議論されているか私認知しないでわからないんですけれども、その辺がちゃんと整合性がとれているか。

特に、ADRのお話がありましたけれども、特定の場合については、問題解決手段としてADRというのは非常に有効な手段だと私も考えておりまして、差し止め請求権というのは必ずしも訴訟を前提にしているわけではないと言いつつも、どうも聞いている限りでは、ADRという議論は全然念頭に置かれた議論ではないような気もして、その辺についていかがでしょうかということなんです。

事務局 先ほどのまずタイミングの問題でございまして、これは内容を議論させていただきながら、タイミングについてもバランスをとれる対応にさせていただきたいと思えます。ただし、内容を議論するとき、事業者だけで議論されてもそれは適正な内容になるとは思いません。実際に使われる消費者の方々とか、ある意味では行政府も入って一緒に議論をさせていただきたいと思っております。

それから、団体訴権の関係でございまして、今消費者契約法の中で議論されています。これは当省で言えば特商法ですとか、もしかしたら公取の関係ですとか、いろんなところで今後議論されてくることになろうかと思えます。ただ、現段階で政府とすれば、まず消費者契約法の中で議論されていくというふうに理解しています。それとADRとが完全に一体不可分でリンクしているとは考えていません。そういうお答えでよろしゅうございませぬか。

野村委員長 いかがでしょうか、ほかに。どうぞ。

三輪委員 10、11ページのあたりに、情報漏えいへの対応というのが一番最初の1の

(1)で出ているんですが、そちらの事例の方が、内部情報漏えいという形の、故意に持ち出した事例が書かれておるんですけど、今年非常に問題にもなり、ニュースにもなり、知名度もいろいろあったというものの中には、ウェブサイトからの情報漏えいというのが大きくあったと思います。そちらの事例についてもぜひ取り上げていただきたいなというのと、実際に我々が仕事でやらしていただいているような中で対応させてもらっているものの中でも、先ほども頓宮室長からありましたけど、ほとんどの会社が自前で構築しているケースばかりではなくて、多くの会社がS Iベンダーに委託されていて、余り個別の名前を出してもあれなので出さないんですけども、ある会社でウェブサイトからの情報漏えいがあって、実はそのS Iベンダーがつくったサイトがあと数百あって、みんな同じだったというのがある。しかも、その当事者の会社はまだ知らないんですね。でも、余り言うわけにもいかないし、みたいな。そういった今すごく急いで、安くつくらなければいけないというS Iベンダーの。

別につくりたくてつくっているわけではないと思うんですけど、現実それが起こっていて、それを調べようと思うと、先ほど森委員代理の方からもありましたように自前で検査しなければいけない。要するに自分で自分のサイトが安全かどうかを、自分でつくってないのでわからないので、S Iベンダーに聞いても余計わからないので、結局別な業者にまた頼まなければいけない。それを自前でちゃんとやって安全にしているまじめな会社と、そんなことにはお金をかけないでそのまま放置している会社と、コスト負担が全く違うんですけど、インターネットのホームページを見ると、どちらもきれいということですね。なので、そちらの対策等についてもぜひ言及してもらいたいなと。

あと先ほどからありましたけれども、インターネットオークションの事例なんかも、まだ研究し尽くされていないということで先ほどから出ていましたので、ぜひやはり。こういったセキュリティの対策というのは、何が起こっていてどうすべきかというのを、余り思いつきで、これがあったからこれとかやっているとそのうちわけがわからなくなるので、やはり一度よく調査して分析して、その上で有効な手段をきちんと打つべきだというふうに思いますので、ここに1月、1月と出ている部分は、やはりいま一度考えなければいけないなということです。

あとトレーサビリティのことも書いていますけれども、大体悪いことをする人は、このサイトで見つかって閉じられたら、またほかのサイトで行っているに決まっているので。そういう情報共有は絶対必要なんですけども、今個人情報保護法の関連があるので。例えば私がうさん臭い出品をしたからといって、その情報が楽天さんに行かれるとまた困っちゃうので。それもどうやって消してもらうのかわからないですし、そういった情報の取り扱い等も含めよく考えてやらないといけないと思いますので、いま一度よく整理して取り組んだ方がいいのではないかと思います。

以上です。

野村委員長 どうぞ。

三木谷委員代理(小林氏) もう時間もないので手短かに申しませんが、楽天の小林ですが、ほとんど別所さんがお話いただけだったので私ども申し述べるところはないんですが、確認なんですけど、こちらの書類、きのういただいてきょう読み込んでまいりましたけれども、議論されていない点が詳細なところが書かれていて、記述が入っているものに関しては、今後またさらに議論を深めた上で世に出て行くものと理解してよろしいでしょうか。これがこの段階で出るということはないということでもよろしいでしょうか。

羽藤情報政策課長 これは最後に、今後の進め方との関係で申し上げるべきところだったと思いますが、いずれにしましてもこれは議論途上のものがございますから、そういう意味での材料を提供させていただくというのがきょうの段階のものでありますので、これで直ちに「行動計画」を、かくかく経済産業省がというふうなつもりは全くありません。

ただ、きょういただいた御議論を踏まえて、いろいろな御意見がありましたので、ちょっと急いでということで当初考えておりましたのも、早速にもさらに手を入れたようなものをつくりまして、そしてまずそれぞれの各委員の方々に見ていただこうと。そして御意見をいただいた上で、対外的にパブリックコメントならパブリックコメントを、こうすることで付させていただきたいというものを固めていこうと、そのようなことを考えておりました。そういうことでこの年末あるいは年明けのタイミングということ、どうしていくのかということを考えておったんですけれども、そういう意味では議論の途上のものであるというふうにまずとらえていただければというふうに思います。

野村委員長 それでは、大分時間も過ぎましたので、きょうのところは。

今もう既に課長の方から今後の進め方についてもお話がございましたけれども、それ以上何かございますでしょうか。

事務局 したがって、早速きょういただきましたいろいろな御意見を踏まえて、所要な加筆修正を行いまして、年内にも皆さんにまず意見を求めたいと考えております。また、きょう時間の関係で必ずしも意を十分に尽くすことができなかつた点であるとか、あるいはなかなか慎重に取り扱いをする点であるので、むしろ文章でこれを意見として提出したいということがございますれば、それをお出しいただければと思っております。また、基本的に会合を開くという意味での制約は、事実上皆様御多忙な方々でございますので、いただいた御意見については、例えばこの委員の方々の中でシェアをしていただくようなことをまた考えたいと思いますので、その点はあるいはシェアをする必要のない意見であるという断りをいただければそういう取り扱いをさせていただきますので、そういうことも含めまして事務局に御意見、御指摘をさらにいただければというふうに思っております。

ですから、そういうことを考えていきますと、年内にというふうに申し上げたところでございますけれども、その意見が早速きょうあるいは明日ということでお出しいただくということになりますれば、あるいは年内と言ってもワーキングデーでは限りがございますので、場合によっては年明けになることがあるかもしれません。

いずれにしても、次回の会合については、1月の下旬から2月の上旬ということで日程の調整を既にさせていただいているところでもございますけれども、そのこととの関係も含めまして詳細は追ってまた連絡させていただきたいと思っております。当初では年内にもということで、議論をいただくということでのお願いをさせていただいたところでございますけれども、年明けにちょっとかかるということについては、この場をお借りしまして改めてお願いし、そして御了承をぜひいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

野村委員長 それでは、本日は長時間にわたりまして御審議いただきまして、またいろいろ御意見いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回の商務情報政策基本問題小委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。